

第10章 食 糧 庁

第1節 食糧管理制度の運営

食糧管理制度については、国民の主食である米の需給及び価格の安定を図るという制度の基本的役割にかんがみ、平成元年6月の農政審報告の方向に沿って、自主流通米価格形成の場の設置等、市場原理がより活かされる仕組みとする等の施策を講じているところである。

1 米穀の需給と生産調整

水田農業確立対策の実績と経緯を踏まえ、水田営農の活性化を図るため、生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に示された基本方向に即し、平成5年度から7年度までの間、転作等目標面積を676千haとして水田営農活性化対策を推進している。

本対策においては、

ア 水稲作と転作を組み合わせた望ましい経営体の育成を図りつつ、生産性の高い水田営農の確立を図ること

イ 他用途利用米を含む望ましい米づくりを推進し、米の制度別・用途別の需給均衡を図ること

ウ 生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立に向けた環境づくりをねらいとしている。

本対策における都道府県・市町村別の転作等目標面積の配分については、行政と生産者団体の双方が協議の上決定し、その配分通知は両ルートを通じて行われる。

転作等目標面積の配分を受けた市町村及び農業協同組合等は、一体となって、農業者の希望を聴取し、農家間・集落間の調整、地域間調整等を行いながら、農業者別の転作等目標面積を決定することとされているが、この場合、市町村及び農業協同組合等は、地域の実情に応じ、双方協議の上で、市町村による農業者別の仮配分を併用しつつ、農業協同組合等が極力自ら農業者別の配分を行うよう努めることとされている。

また、転作等目標面積の地域間調整については本対策においては生産者・生産者団体の主体的取組により、関係者の合意を得て、これを一層推進することとされている。

2 価格形成の場

元年6月の農政審議会報告「今後の米政策及び米管理の方向」において提言されている自主流通米の価格形成の場については、元年9月に食糧庁長官の私的諮問機関として「自主流通米の価格形成の場」検討会が設置され、平成2年4月には同検討会報告書が取りまとめられた。その後、本報告に沿って、平成2年8月には、価格形成の場の管理・運営を行う公正・中立な第三者機関として財団法人自主流通米価格形成機構が設立され、同年10月末から平成2年産米の入札取引が開始された。4年目の5年産米については、早期米は大阪で1回入札取引が実施され、通年玉は東京、大阪取引場でそれぞれ5回ずつ取扱数量80万tの入札取引が計画され、8月から9月までの間に実施された2回の入札において全銘柄とも上限価格(基準価格+5%)に達した。その後、5年産米の不作が確定的となり、計画的に販売していくこととしたため、第3回(平成5年11月)以降の入札が中止された。

3 生産者米価

生産者米価については、元年産の米価の算定の際に、新算定方式(1.5ha以上の農家を算定対象農家とする方式)をめぐる各般の論議があり、さらに検討していくこととされていた。このような経緯を踏まえ検討を行った結果、2年産米の米価算定方式については、全国の各農業地域(北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国、九州の9地域)における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者とし、このような農家を算定対象農家とするいわゆる地域方式を採用した。

2年産以降も地域方式により算定を行ってきており、5年産米についても地域方式により算定を行った。

4 米の流通改善

米の流通改善については、これまで昭和63年の「米流通改善大綱」に基づき、集荷から販売に至る流通の各段階における競争条件の導入を図るため、許可等の要件の緩和と新規参入の促進、業務・営業区域の拡大等各般の措置を実施してきた。

また、価格形成の場における入札取引の実施に伴い、県間流通する自主流通米についても卸売業者と二次集荷業者との直接取引の途を開くなど自主流通制度の運営改善を行ってきているところである。「新しい食料・農業・農村政策の方向」においても、今後の米管理については、需給と価格の安定を図るという政府の役割・機能を前提としつつ、市場原理・競争条件の一層の導入を進める」こととされており、このような方向に即し、各般の施策を講じていくこととしている。

第2節 米穀の管理

1 需 給

(1) 国内米

ア 平成5年から平成7年までの3ヶ年にわたって実施される水田営農活性化対策においては、転作等目標面積を676千haとし、各年30万tの在庫増しを行うこととして計画された。

○水田営農活性化対策（期央年—平成6年度）	
水稲潜在作付面積(A)	2,709千ha
水稲作付面積(B)	2,033千ha
米需要量（平成7米穀年度）	992万t
米生産量	1,023万t
事前売渡申込限度数量	700万t
転作等目標面積④—⑧	676千ha

イ 平成5・6米穀年度の需給計画は、平成5年3月に策定した「米穀の管理に関する基本計画」において次のとおりとされた。

平成5・6米穀年度の需給見通し

平成4年10月末持越在庫量	26万t
平成4年産米生産量	1,019万t
供給量計	1,045万t
需要量	1,000~1,010万t
平成5年10月末持越在庫量	35~45万t
平成5年産米生産量	1,026万t
供給量計	1,061~1,071万t
需要量	995~1,005万t
平成6年10月末持越在庫量	60~70万t

(備考)上記のほか、他用途利用米等の生産が平成4年産米で38万t、平成5年産米で53万3千t

あり、加工原材料用等の需要に向けられる。

ウ 平成5年産米は、北日本を中心として過去に例を見ない規模の冷害に見舞れたことに加え、西日本を中心として相次いで襲来した台風、長雨及び北海道を除きほぼ全国的に多発したもち病などにより大きな被害を被り、作況指数「74」の著しい不作となった。主食用等の生産量は計画よりも260万t少ない766万tとなり、持越在庫米及び6年産新米の早喰い等を考慮しても、6米穀年度の需給はもち米、他用途利用米等の加工原材料用を含めて相当厳しいものとなった。そのため、適正集荷の推進、計画的な販売の実施等に加え、緊急特例の措置として米穀の輸入を行い、加工用については平成5年12月から、主食用については平成6年2月から売渡しを行った。また、早期に所要の在庫造成を行うため、平成6年及び7年の転作等目標面積を76千ha緩和して600千haとした。

エ 平成5年度の需要については、政府買入数量は、平成5年産米2万tとなっており、政府管理米の主食用供給量は、政府米105万2千t、自主流通米446万6千tとなり、工業用供給量は政府米2千t、自主流通米48万1千t（うち酒造用40万t）となった。

オ 以上により、平成5年度末政府米在庫は、6万9千tとなった。

(2) 輸入米

ア 平成5年産米の不作に伴う緊急輸入米については、平成5会計年度においてアメリカ、中国、オーストラリア、タイから合わせて85万4千t（うちもち米8万2千t）を買い入れ、42万1千t（うちもち米2万8千t）を売却した。

イ 沖縄県での需要に充てるため、タイ産もち米1千t、タイ産うるち砕米1万3千tを買い入れ、もち米1千t、うるち砕米1万2千tを売却した。

2 5年産米の集荷

5年産米の集荷については、水田農業確立後期対策に代わり、新たに水田営農活性化対策を実施し、転作の実効を確保するとともに、米穀管理の適正を期すため政府は必要な数量の米穀について管理を行うといった考え方にたって、前年産米と同様に生産者ごとに事前売渡申込限度数量を配分し、その数量の範囲内で売渡申込みを受けた。

なお、5年産の都道府県別事前売渡申込限度数量（うるち米674t、もち米26万t、合計701万t）の都道府県別の配分は、政府に売渡すべき米穀に関する政令（昭和30年政令第134号）に基づき、42~44年産米の平均政

府買入数量から水田営農活性化対策の転作等目標面積に基づいて算定した数量を差し引いて得た数量を基礎とし、米生産力等の最近の実態を適正に反映される等、所要の調整を行った。

(1) 事前売渡申込みまでの経過

- ア 4年11月19日 都道府県別事前売渡申込限度数量の内示（農林水産事務次官—都道府県知事）
- イ 5年5月25日 都道府県別事前売渡申込限度数量の正式通知（農林水産大臣—都道府県知事）
- ウ 5年7月9日 5年産米の売買条件及び事前売渡申込みの受付開始日並びに事前売渡申込みの期限（平成5年農林水産省告示第784号）の施行

(2) 事前売渡申込み

5年産米における事前売渡申込みの受付は、7月9日から、8月9日までの間実施され、その結果、全国総計669万トンの事前売渡申込みがあった。この生産者別の事前売渡申込みの数量に基づき指示される政府買入基準数量（(3)のアにより市町村長から指示された数量を含む。）から災害その他やむを得ない理由により生産者が政府に売渡することができなくなった米穀の数量を控除した数量が、食糧管理法（昭和17年法律第40号）第3条第1項に規定する「生産者が政府に売渡さなければならない数量」となる。

なお、事前売渡申込限度数量に対する申込実績は、表1のとおりである。

(3) 出来秋調整

米の実収入高がおおむね明らかとなった場合において、生産者間や地域間での米の作柄の豊凶の差等によって、一方では事前売渡申込限度数量を超える、いわゆる予約限度超過米が発生し、他方では集荷量が事前売渡申込限度数量に達しない、いわゆる空枠を生じる場合には、生産者間、市町村間及び都道府県間で事前売渡申込限度数量のいわゆる出来秋調整を行う制度を48年産以降実施している。

その仕組みとしては、次のとおりである。

ア 市町村は、予約限度超過米の発生が見込まれるときは、転作等の実施状況を勘案しつつ、市町村内の空枠見込数量とイにより都道府県から市町村に追加配分された数量との合計数量の範囲内で、予約限度超過米が見込まれる生産者に追加指示（生産者別政府買入調整基準数量の指示）を行う。

イ 都道府県知事は、市町村長に対し、都道府県内の空枠見込数量とウにより国から指示された数量との

表1 平成5年産米の事前売渡申込限度数量と事前売渡申込数量

		(単位：玄米t, %)		
都道府県		限度数量	申込数量	比
全 国 計		7,007,176	6,694,353	95.5
北 海 道		690,459	690,274	100.0
青 森 県		295,500	290,427	98.3
岩 手 県		283,883	282,220	99.4
宮 城 県		374,403	374,375	100.0
秋 田 県		515,899	505,620	98.0
山 形 県		408,688	404,732	99.0
福 島 県		307,611	293,166	95.3
茨 城 県		219,306	191,659	87.4
栃 木 県		264,545	257,334	97.3
群 馬 県		53,153	48,799	91.8
埼 玉 県		96,636	76,371	79.0
千 葉 県		197,112	180,857	91.8
東 京 都		200	156	77.9
神 奈 川 県		5,321	5,313	99.9
新 潟 県		551,540	530,171	96.1
富 山 県		194,737	194,719	100.0
石 川 県		121,900	121,880	100.0
福 井 県		129,005	127,901	99.1
山 梨 県		11,453	9,717	84.8
長 野 県		151,092	151,092	100.0
岐 阜 県		76,558	70,862	92.6
静 岡 県		35,402	30,032	84.8
愛 知 県		88,413	78,977	89.3
三 重 県		102,740	91,422	89.0
滋 賀 県		145,957	142,376	97.6
京 都 府		45,680	43,023	94.2
大 阪 府		7,220	5,224	72.4
兵 庫 県		127,995	115,266	90.1
奈 良 県		23,767	21,730	91.4
和 歌 山 県		12,197	7,416	60.8
鳥 取 県		56,921	56,504	99.3
島 根 県		85,563	83,737	97.9
岡 山 県		128,280	114,816	89.5
広 島 県		110,003	98,862	89.9
山 口 県		111,651	104,737	93.8
徳 島 県		40,271	33,023	82.0
香 川 県		64,061	61,822	96.5
愛 媛 県		57,363	49,581	86.4
高 知 県		36,870	33,544	91.0
福 岡 県		192,050	176,805	92.1
佐 賀 県		136,419	135,610	99.4
長 崎 県		45,680	37,872	82.9
熊 本 県		172,039	159,678	92.8
大 分 県		100,167	96,117	96.0
宮 崎 県		66,940	55,986	83.6
鹿 児 島 県		61,776	49,797	80.6
沖 縄 県		2,750	2,750	100.0

合計数量の範囲内で、市町村別政府買入調整基準数量の指示を行う。

ウ 国は、米の需給調整上必要があると認めるときは、全体の空枠見込数量の範囲内で、都道府県別政府買入調整基準数量の指示を行う。

(4) 最終集荷数量

5年産米の最終集荷数量は、政府買入米2万t、自主流通米388万tであり、このほかに、全国で4千tの予約限度超過米を集荷した。

(5) 集荷対策

5年度米については、新たに水田営農活性化対策の一環として、米の制度別・用途別の需給均衡化のための総合対策等を実施することにより、米の安定的な生産・集荷体制の確立を図る。

(6) 助成措置

米の全体としても需給及び価格の安定を確保するとともに、生産面をも含め、多様な需要に応じた安定的な米生産体制への誘導、米の適正かつ円滑な生産・集荷・流通の確保を図るため、水田営農活性化対策の期間中、制度別・用途別需給均衡化総合対策事業を実施することとした。

具体的には、①政府米と自主流通米（うるち米）の需給均衡を図るための米の生産・集荷の誘導②他用途利用米及びもち米の生産・集荷の円滑化③その他米の制度別・用途別の需給均衡化④米の適正かつ円滑な生産・集荷・流通の確保、等を考慮しつつ、米の需給事情等に即応して、機動的かつ弾力的に具体的集荷内容を定め、実施することとしている。

3 売 却

(1) 政府米の売却方法

良質米への生産の移行に伴い、政府米の集荷量が限られるなかで、5米穀年度においては、自主流通米に比べ相対的に価格の安い政府米の買受希望が強く、政府米の供給計画に沿った計画的な売却に特に留意した。

(2) 売却数量

5米穀年度における主食用の売却実績は156万tとなった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

ア 自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足したものであ

る。

イ 自主流通制度は、①消費者にとっては食味のよい米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもって、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取り組みもあって年々増加した。

特に、米流通改善大綱（63年3月）の下で、自主流通米の拡大目標（3～5年後の主食用うるち米に占める自主流通米比率をおおむね6割程度とする。）が示されたこと、自主流通米の生産者メリットが増加したこと等から、拡大傾向が顕著となり、平成5米穀年度においては、主食用流通量が402万t（72%）と約7割を占めるに至り、4年産米集荷ベースでも約7割となっている。なお、5年産米については、未曾有の不作に伴い、自主流通米を中心に集荷したことから、集荷ベース（見込）で99%となっている。

自主流通助成については、自主流通米が米流通の大宗を占めるようになったことに伴い、2年産米より通年販売促進費、良質米奨励金について現実に即した機能をもたせるため、通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5年産米からは最近の自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 4年産米の流通実績は、計画数量456万tに対し、3万t下回る453万tとなった。用途別の流通数量は、主食用うるち米391万t（うち超過米2万t）、酒米44万t、もち米18万tとなっている。

イ 5年産米については、水稻の作況指数が74の「著しい不良」となったことに伴い、集荷数量は、計画数量458万tに対し、71万t下回る387万t程度となっている。用途別には、主食用うるち米334万t（うち超過米4万t）、酒米39万t、もち米14万tとなっている。

また、こうした不作に伴う異例の需給事情の下で、6米穀年度の主食用うるち米の供給に当たっては全国各県すみずみまで公平かつ安定的に供給するとの観点から、毎月、出荷県、購入県別の供給予定数量を主食用うるち米委員会が決定した上でやっている。

ウ 価格形成の場における入札取引について、4年目の5年産米については、早期米と通年玉の第1～2回の入札取引が実施されたところである。早期米については、通年玉と同様に需給動向や品質評価を適格に反映した価格形成を図る必要があるとの観点から、通年玉と異なる流通上の特性に十分配慮した仕組みの下で、価格形成の場での取引を行うこととし、4年産と

同様の仕組みの下で、5年7月14日大阪取引場において1回実施された。

通年玉については、基本的には4年産と同様の仕組みの下で、平成5年8月から平成6年5月まで5回(銘柄ごとには4回)の入札を実施することになった。また、地域区分別取引を促進するため、「自主米機構地域区分委員会」を設置し、検討した結果、新潟産コシヒカリ、長野産コシヒカリについて、事前格差方式(あらかじめ、県内の特定地域産米について価格差を設け、落札価格に、その価格差を加減して取引する方式)を導入するとともに、経済連卸の自己上場玉への入札については、5年産米の入札取引から適正を欠くと認められる事例について、当該経済連卸から事情を聞くとともに、必要な場合には公表、勧告、入札取引への参加の制限又は禁止を行うこととし、内部チェック体制を強化するなど、入札取引の運営改善を行った。

5年産の水稲の作柄があまりよくない(8月15日現在95)状況で行われた第1・2回入札取引はすべての銘柄が上限価格(5年産基準価格の+5%)に達した。その後、作柄が戦後最低の水準(最終作況74)となることが確定的となり、相当厳しい需給事情が見込まれたことから、安定的・公平に米穀を供給するため、政府米と一体的に自主流通米を供給していくこととした。

このため、自主流通米価格形成機構は、平成5年10月、臨時緊急措置として当面第3回入札(5年11月)を延期することとしたが、その後、需給事情は引き続きひっ迫していたことから、第3回以降の入札はすべて中止された。なお、これに伴い、その後の5年産自主流通米の取引価格については、基準価格に対して+7%の範囲内とすることとした。

(3) 自主流通助成措置

自主流通米は、生産者に対して政府買入価格を上回る手取り水準を実現すると同時に、集荷経費及び流通経費を賄わなければならないため、そのコスト価格は政府が管理経費を負担している政府米の売却価格よりも高くならざるを得ない。このため、自主流通米の円滑な流通を確保する観点から、政府が各種の助成を行ってきているが、その助成については、制度の健全な発展を図ることを基本としつつ、自主流通米の生産・流通の実態や財政負担の状況等を踏まえて逐次必要な見直しを行ってきている。

5年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 自主流通対策費

自主流通米の適正かつ計画的な集荷・流通を確保するとともに、良品質の米の生産・出荷を促進し、これ

を通じて米の消費拡大に資するため、自主流通米に対して交付した。

5年産米については、最近の自主流通米の流通の動向等にかんがみ、単価の縮減等を行い基本的単価として60kg当たり640円(予約限度数量達成率が80%未満の者540円)特定銘柄生産加算として特定銘柄米(旧Aランク米)に対して60kg当たり400円、さらに等級加算として水稻うるち玄米の1等及び醸造用玄米の特上〜1等に対して60kg当たり150円縮減し250円を交付した。

イ 通年計画販売促進費

(ウ) 計画販売促進費

自主流通米の適正な流通・保有の確保及び計画的販売に資するとともに、消費者が年間を通じて安定した価格での自主流通米を得るようにするため、その販売までの間に生産者団体が負担した金利・保管料相当額を助成するものであり、5年産米については、最近の金利の動向等を踏まえ、1か月60kg当たり主食用うるち米及び酒米に対して83円(前年産108円)、水稻もち米に対して89円(前年産117円)、陸稲もち米に対して74円(前年産93円)を交付した。

(イ) 消費地共同保管

消費地における米の需給事情の多様な変化に機動的に対応した自主流通米の円滑な流通を確保するため、消費地において卸売業者団体が実施する共同保管に係る金利・保管料相当額の一部を助成するものであり、5年産米については、1か月60kg当たり137円(前年産155円)を交付した。

5 他用途利用米

(1) 概要

他用途利用米は、主食用より低い価格の米であれば加工原材料用に需要があること、また、生産者も転作の一態様としての生産にメリットがあることに着目し、加工原材料の供給、米需要の拡大に資するとともに、水田の有効活用を図り、かつ、低コスト生産を推進することを目的として、昭和59年度から、水田利用再編第3期対策(昭和59〜61年度)の一環として導入された。

(2) 拡大

その後、他用途利用米については、着実に定着・拡大が図られてきており、昭和62年度については、それまでのみそ、せんべい、米穀粉、焼酎用等の用途について数量の拡大を行ったほか、新たに酒造用及びあられ用(もち米)を導入した(生産予定数量34.8万t)。更に、昭和63年度から、米需給均衡化緊急対策の一環として、加工米飯用、酒造用等の拡大を行うほか、不

作等の事態に備えた在庫造成を含め、生産予定数量を昭和63年度には46.8万tに、平成元年度には49.8万tにそれぞれ拡大している。

また、平成5年度については、水田営農活性化対策の中で、供給の安定を図るため必要な在庫造成を行うこととし、他用途利用米の生産予定数量をこれまでの49.8万tから53.3万tに拡大した。

(3) 5年産米の不作

しかしながら、平成5年産米が未曾有の不作となったことに加え、特例的作況調整が実施されたため集荷数量が大幅に減少し、供給に不足を来したことから、緊急特例的に輸入した外国産米を供給することとしたため、平成6年産他用途利用米の生産予定数量は45万tに縮小された。

(4) 制度の位置付け

他用途利用米については、食糧管理制度の枠内に明確に位置付けるとともに、その生産・流通の仕組みは次のとおりとなっている。

ア 自主流通ルートに準じた、生産者と需要者との自主的契約を基本とする。

イ 基本計画において、その管理の方法、需要状況及び生産・流通の見通し等について明らかにするとともに、供給計画においても所要の位置付けを行う。

ウ 食糧管理法第9条の規定により必要な流通規制を講じるほか、横流れ防止の徹底を図る観点から原則として変形加工をして流通させる等、米穀の流通秩序に混乱が生じないよう所要の措置を講じる。

エ なお、他用途利用米の生産・流通の円滑化のため必要な政府助成を行う。(平成5年度基準単価トン当たり5万円)

6 制度別・用途別需給均衡化総合対策

近年における需給事情については、全体需給が逼迫傾向にあることに加えて、生産面で全国的に良質米志向が強まっていることから、標準価格米、業務用、加工用等、米の多様な需要に対して適切に伝えていくことが困難となってきた。

このような状況に対処するため、水田営農活性化対策の期間中行うこととされた米の制度別・用途別需給の均衡化のための給合対策を実施した。

ア 自主流通対策費の見直し及び制度別・用途別需給均衡化特別対策の実施

米の多様な需要に応じた生産誘導、集荷・流通の促進を図るため、自主流通対策費について加算部分の縮減等を見直しを行うとともに、

① 政府米、自主流通米の需給均衡を図るための生

産・集荷の誘導

② 業務用、加工用米の生産・集荷の円滑化

等を目的とする制度別・用途別需給均衡化特別対策を実施した。

なお、その具体的事業内容については、平成5年産米をめぐる需給事情の変化に的確に対応し、全量集荷及び安定供給の確保を図るため、所要の改善・充実を行った。

イ 他用途利用米の生産確保対策の実施

他用途利用米の生産の確保、集荷・流通の円滑化を図るため、他用途利用米に係る助成について現行の助成水準を維持するとともに、供給の集約化の推進及び他用途利用もち米の生産確保のための加算を設ける等の充実・改善措置を講じた。

ウ 制度別・用途別の生産・集荷目標の設定

多様な需要に対応した米づくりを推進するため、行政と生産者団体が一体となって適切な生産・集荷に取り組むことができるよう、行政と生産者団体の協議により、制度別・用途別の生産・集荷目標を設定した。

エ 制度及び用途に応じた在庫形成

在庫形成については、平成5年産米の異例の作柄に伴う厳しい需給事業に対応して、国民が安心のできる米の供給体制を整えるため、平成6年度以降の水田営農活性化対策の見直しに当たって、平年作ベースで平成8年10月末において130万トン程度の在校造成を計画するとともに、在庫(備蓄)のあり方等について早急に検討することとした。

7 米穀販売業者制度

食糧管理法の改正(昭和56年6月11日法律第81号、昭和57年1月15日施行)により、米穀販売者については、卸売業者、小売業者及び特定米穀販売業者の3つの区分による許可制がとられている。57年6月1日に米穀販売業者制度がスタートし、以後、3年ごとに一斉更新を行い、6年6月1日には5回目の一斉更新が行われた。

(1) 米穀販売業者の許可

米穀の販売者については消費者に対し、その需要に的確に対応して米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要な意義を有していることにかんがみ、米穀の流通を担う者としての位置付けが法律上明確にされている。

5年6月1日における許可数は、卸売業者277件、小売業者については、営業所71,963件、特定営業所2,863件、販売所18,357件、計93,183、特定米穀販売業者2,629件である。

(2) 流通改善措置の実施状況

米穀販売業者に係る流通改善については、近年における経済・社会情報の変化に対応して、極力、規制の緩和を図り、新規参入の促進等を通じて競争条件の導入、商活動の活性化を図っているところである。

小売業者の店舗展開については、主として店頭で小袋詰精米のみを販売する形態の「特定営業所」制度の導入と特定営業所及び販売所の店舗展開の促進により、63年以降、平成4年3月末までに、4,534店舗にのぼる小売業者（営業所、特定営業所、販売所）の新規参入が図られたところである。

また、店頭以外に設置される自動販売機による米穀の販売及び米穀の移動販売（移動販売車）については、5年3月1日現在、自動販売機の設置が、44都道府県で1,678台、移動販売の届出が、38都県で7,220件となっている。

卸売業者については、新規参入と隣接県卸の許可が実施され、新規参入については、元年2月に岡山県において1件の許可が行われたほか、東京都においては、同年12月に3件、大阪府においては、2年3月31日に2件、石川県においては、3年11月1日に1件、愛知県においては、4年3月25日に1件の新規許可が行われたところである。

隣接県卸の許可（卸の営業区域の拡大）については、5年3月1日現在、44都道府県で179の卸売業者に許可が行われている。

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持、定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて強力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、健康的な食生活を推進するためのごはん食についての正しい知識の普及啓発活動を継続して実施した。

(イ) お米・ごはん食展等の実施

官民一体となった米消費拡大推進の啓発宣伝として、米消費拡大推進連絡協議会（米穀販売業者団体、生産者団体、集荷業者団体、消費者団体、地方公共団体等16団体で構成）主催で「'93お米・ごはん食展「ワンダフルごはんパーク」」が東京（5年10月15日～17日）において、開催された。

また、同協議会が実施主体となって、テレビ、新聞、交通広告等の各種媒体を総合的に活用した普及宣伝活動（ごはん食推進キャンペーン）を実施した。

さらに、農林水産祭で「ふるさと自慢ごはん料理フェスティバル」を実施した。（東京晴海11月19日～21日）

(イ) テレビ宣伝

食糧庁と全国米穀協会との共同提供により、料理情報提供番組「キッチンパトロール」（15分番組）を5年4月から6年3月まで毎週土曜日に放映した。

(ウ) その他

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

α 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

β 婦人団体、農山漁家生活改善グループ、食生活改善推進組織によるごはん食の啓発活動

γ 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供

δ 学校給食調理指導者の講習及び視聴覚教材の作成

ε 高校生及び料理学校生徒を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等

φ 緊急輸入米の安全性・販売表示方法等についての消費者への周知徹底及び輸入米の料理講習会の開催

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する米消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの開設・運営、主婦による対話集会、稲作体験活動等）を実施した。

9 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

5年5月現在における学校給食の実施状況は表2のとおりである。

表2 学校給食実施状況

区 分	学 校 数		児 童 ・ 生 徒 数	
	校	%	千人	%
完全給食	32,413	(85.8)	11,810	(85.5)
補助給食	539	(1.4)	74	(0.5)
ミルク給食	2,411	(6.4)	988	(7.2)
計	35,363	(93.6)	12,872	(93.2)
未実施	2,404	(6.4)	936	(6.8)
総計	37,767	(100.0)	13,808	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

5年度の学校給食用米飯（政府米）の値引率については、食糧政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、前年度と同様の率を維持することとし、

新規実施校	60%
週3.0回以上実施計画校	50%
その他の学校	45%

とした。

その他、米飯学校給食の推進のための施策として、52年度より学校給食米飯導入促進事業を実施し、学校給食用パン製造業者等が学校給食用の委託炊飯設備を設置する場合に、その設備費を一部補助することや、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（政府米値引相当額の85%）を行い、また4年度からは、地域の実情に応じた米飯給食の推進を図ることとして米飯学校給食推進特別対策事業を実施している。

この結果、5年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.8% (51年5月36%)
- ② 対象児童・生徒数は、99.2% (51年5月30%)
- ③ 週平均実施回数 2.6回 (51年5月0.6回)
- ④ 米穀の使用実績は、約11万t (51年5月1万t)
- ⑤ 週3回以上実施している学校数は、69.6% (51年5月7.0%)

となり、着実に普及している。

第3節 麦類の管理

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

5年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収の向上等を考慮して88万2千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦13万t、はだか麦1万6千t、計14万6千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに427万4千tを見込んだ。外国産大麦についても小麦と同様な考え方により5万4千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要の動向等を考慮して481万8千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して17万6千t、合計499万4千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して15万6千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して2万3千t、合計17万9千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間平均して売却することを前提に、5年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き、小麦は42万4千t、大・はだか麦は7万6千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する92万1千t、大麦は1万1千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

5年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦は56万3千t、大・はだか麦は9万t（大麦7万9千t、はだか麦1万1千t）となり、当初計画に比べ、小麦は31万9千t、大・はだか麦は5万6千tそれぞれ減少となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦が422万3千t、大麦

が11万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は5万1千t減少し、大麦は6万4千t増加した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は46万8千t、固有用途用は17万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用が13万t減少し、合計で486万4千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用は15万8千t、固有用途用（麦茶用等）は3万7千tとなり、当初計画に比べ、主食用で2千t、固有用途用で1万4千t、合計で1万6千t多い19万5千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は25万1千t、大・はだか麦は5万tとなり、当初計画に比べ、小麦は17万3千tの減少、大・はだか麦は2万6千tの減少となった。

外国産麦については、小麦は89万9千t、大麦3万5千tと当初計画に比べ、小麦は2万2千t減少し、大麦は2万4千tの増加となった。

2 5年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 5年産麦の政府買入れについては、6月8日に買入条件を設定した。

イ 5年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月8日、農林水産省告示第710号をもって告示された。

普通小麦	（銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき）	9,110円
小粒大麦	（銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき）	6,540円
大粒大麦	（銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき）	6,290円
はだか麦	（銘柄Ⅲ・1等正味60kgにつき）	9,421円

ウ 5年産麦の政府買入数量は次のとおりである。

	5年産	4年産	前年対比
小麦	562,569	643,918	87.4%
大麦	79,041	83,247	94.9%
はだか麦	10,903	9,630	113.2%
合計	652,514	736,794	88.6%

3 麦管理改善対策

(1) 5年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 5年産小麦に流通契約の基準となる数量（契約基準数量85万3千t）及び流通契約諸条件については、4年7月15日に開催された事前協議会（生産者団体、及び実需者代表等で構成）において、合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用81万t、固有用途用（しょうゆ等）4万3千t、計85万3千tの流通契約（当初契約）が締結された。（表3）

(イ) 5年産の政府買入数量は、56万2千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

表3 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況
（単位：玄麦千t）

種類	5年産	6年産
小麦		
流通契約基準数量	853	716
当初契約数量	853	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	562	—
契約麦	562	—
非契約麦	0	—
大・はだか麦		
流通契約基準数量	155	95
当初契約数量	155	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	90	—
契約麦	90	—
非契約麦	0	—

イ 大・はだか麦

(ア) 5年産大・はだか麦の契約基準数量（15万5千t）及び流通契約諸条件については、4年7月15日に開催された事前協議会において、合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用13万1千t、麦茶用2万4千t、計15万5千tの当初契約が締結された。（表3）

(イ) 5年産の政府買入数量は、9万tと契約基準数量を大きく下回るものとなり、需要量に対し約6万5千tの供給不足が見込まれる状況となった。

このため、不足分については外国産麦で対応することとされた。

収穫時の流通契約については、この措置を踏まえ、実需者団体間で調整を行い締結された。

(2) 6年産麦契約締結状況

6年産麦の流通契約の基本条件等については、5年

7月15日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、71万5,770 t（5年産85万3千 t）とする。

(イ) 条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等（表4）

(ウ) その他

① 契約基準数量の確保について

生産者側にあつては、契約基準数量を確保するため、

売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産者側にあつては引き続き品質向上、物流の改善に努めるものとする。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通の目標は853千 t（全国）とし、生産側はこの目標に向け生産の拡充と供給の安定に努力するものとし、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

表4 小麦の条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 超過麦	都道府県別契約基準数量の102.5%を越える数量の麦	超過麦の負担は、消費地までの経費実費相当額とし、負担額等については、別に定めたところによる。但し北海道産については、消費地までの経費実費相当額として8,200円／tを負担する。	契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。
2 県間流通麦	県間流通する麦 但し、超過麦は除く	1 北海道産 146円／60kg (2,433円／t) ※道内流通を含む。 2 都府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については、別に定めたところによる。	実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 好まれない荷姿の麦	内麦引取量の全量について バラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	30円／60kg (500円／t)	実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引き取り経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
4 未集約麦	実需者の引き取り場所となる1倉所当たりの集約規模が30 t未満となっている麦。 但し、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円／t	集約規模が小さいものについての掛り増し経費の増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

(注) 1の超過麦の規定及び2の県間流通麦の但書きについては適用しない。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は9万5,222 t（4年産15万4,500 t）とする。

(イ) 条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等（表5）

(ウ) その他

① 契約基準数量の確保について

生産者側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

表5 大・はだか麦の条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	北海道産の麦 関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	北海道産 59円/50kg (1,180円/t) 関東産 47円/50kg (940円/t) 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	遠隔地産麦については、実需者の引取り経費が割高となっている実態にかんがみ、この引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない荷姿の麦	内麦引取量の全量について バラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	25円/50kg (500円/t) 30円/60kg (500円/t)	実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引き取り経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	実需者の引き取り場所となる1倉所当たりの集約規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	集約規模が小さいものについての掛り増し経費の増減分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては引き続き品質の向上、物流の向上に努めるものとする。

③生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通の目標は154.5千トン（全国）とし、生産側は別途定める麦種別生産目標に向けて努力

するものとし、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

ウ 契約生産奨励金

5年12月3日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、6年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。（表6）

表6 6年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

品位ランク	小 麦 (60kg)	大 麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件

ばら流通にする契約麦

基 準 額

1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件

6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦

基 準 額

1,600円/t

交 付 期 間

要件を満たして契約対象となつてから3年間

(4) 生産流通改善奨励額

要 件

売渡受託者によって政府に売り渡された契約麦

基 準 額

300/t

4 売 却

(1) 製粉用玄麦の売却実績

5年度における製粉用玄麦（小麦）の系統別売却実績は、内麦56万9千t（12%）、ソフト系外麦120万4千t（26%）、セミハード系32万1千t（7%）、ハード系外麦259万4千t（55%）で、対前年10万2千tの増加となった。

また、売却数量のうち外小麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産225万8千t（WW72万5千t、SH32万1千t、HP31万6千t、DNS88万1千t、DRM1万5千t）で55%、カナダ産137万8千t（1CW123万3千t、DRM14万5千t）で33%、オーストラリア産47万9千t（ASW）で12%となっている。

なお、この数量には一般売却によるもののほか、①手延そうめん用売却2千t、②他用途利用米買受けに伴う外小麦売却分2千tを含んでいる。

(2) 精麦用玄麦の売却実績

精麦用としては、15万9千t（国内産大麦6万4千t、はだか麦1万t、外国産大麦8万5千t）を売却した。

(3) 固有用途用の売却実績

小麦については、しょうゆ用等として17万7千t（内麦3万8千t、外麦13万9千t）を売却した。

大・はだか麦については、麦茶、ビール用等として3万7千tを売却した。

第4節 倉庫の概況と保管・輸送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成5年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）20万3千t、農業倉庫（カントリーエレベーターを含む）925万8千t、集荷商人倉庫55万9千t、営業倉庫270万5千t、民間サイロ327万3千t、合計1,599万8千tとなり、前年同期に比べて10万2千tの減少となっている。

また、経営主体数は政府倉庫11、農業倉庫2,540、集荷商人倉庫1,180、営業倉庫（民間サイロを含む）679、合計4,410であり、前年同期に比べて270減少している。

カントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、5年4月1日現在で5,090サイロビンが指定され、その収容力は130万4千t（もみ）に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は5年11月末現在で256万6千t（うち、国内米16万t）であり、前年同

期に比べ106万4千t減少（うち、国内米93万tの減少）となっている。これは、5年産米が未曾有の不作により政府米の買入数量が減少したためである。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表7のとおりである。

表7 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量

(単位：千t)

年 度	標準収容力	在庫数量
3	16,253	4,116
4	16,100	3,630
5	15,998	2,566

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

5年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は421万9千tであり、2万t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量の推移は表8のとおりである。

表8 低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量

(単位：千t)

年 度	区 分	標準収容力	低温保管数量
3	低温	3,160	1,008
	準低温	940	197
	計	4,100	1,205
4	低温	3,267	713
	準低温	932	90
	計	4,199	803
5	低温	3,314	534
	準低温	905	72
	計	4,219	606

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

5年度政府所有食糧等の保管料支払額は223億円であり、前年度に比べ47億円の減となっている。

表9 5会計年度保管料支払額

(単位：百万円)

種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減(Δ)
国内米	2,196	2,064	4,260	Δ4,827
国内麦	686	1,658	2,344	Δ254
外米	843	34	877	836
外麦	7,146	—	7,146	Δ214
輸入飼料	7,662	—	7,662	Δ276
計	18,533	3,756	22,289	Δ4,734
対前年増減(Δ)	Δ1,027	Δ3,707	Δ4,734	

3 輸 送

(1) 輸 送 概 況

ア 運送数量

平成5年度における政府米の運送数量については、平成5年産米の著しい不作により、国内産米の輸送数量は大幅に減少したものの、外国産米の緊急輸入に伴う輸送が行われたため、前年度に比べ約5万トンの減少にとどまった。

表10 5会計年度政府米輸送実績

(単位：千トン)			
年 産	県間運送	県内運送	計
3年以前産	22	1	23
4 年 産	283	83	366
5 年 産	11	2	13
国内産計	316	86	402
外国産	326	165	491
合 計	642	251	893
	(△ 99)	(41)	(△58)

イ 輸送対策

輸送環境の厳しい状況下における米穀の安定輸送に向けて、平成5年度は次の輸送対策を実施した。

(ア) 輸送数量の事前通知及び運送指令の早期発出により、指令月初めからの輸送体制確保。

(イ) 比較的輸送余力のある時期における前倒し輸送の実施。

(ウ) 臨時貨物列車の設定及び終始トラックでの緊急輸送等輸送能力の確保。

また、年度後半においては、厳しい需給状況下における緊急輸入米の限られた期限内での輸送を行うため、夜間、土・日曜日等の休日運送をはじめ、機動的・弾力的な対応を積極的に実施した。

第5節 食糧の輸入及び
国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

5年産米の未曾有の不作により、6年度まで緊急輸入を行うこととなったが、5会計年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米783千t(決算ベース、以下同じ)、もち米83千tであった。

(2) 麦 類

5会計年度における食糧管理特別会計による小麦の

輸入量は540万3千tで、うち食糧用422万3千t、飼料用118万tである。大麦の輸入量は153万9千tで、うち食糧用1万8千t、飼料用142万1千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

5年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米456千t、タイもち米43千t、中国うるち米150千t、中国もち米39千t、アメリカうるち米130千t、オーストラリアうるち米36千tとなっている。この他従来より行われている沖縄県向けのタイ国産うるち砕精米11千t(前年度9千t)、タイ国産米1千t(前年度1千t)を輸入した。このうち、うるち砕精米は「泡盛」の原材料用である。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 1993年の世界の米の生産量は(粳ベース)、前年を410万t下回る5億2,480万tとなった(FAO資料による。以下同じ)。

これは、アジア地域の主要生産国(中国、タイ、日本、韓国等)の生産量が減少したことによる。

タイは前年比9%減の1,820万tと平年並みの生産量となった。また、アメリカは前年比12%減の710万tとなった。

(イ) 93年の世界の米の貿易量(精米ベース)は、アメリカ、中国等の輸出の増加等により、前年比6%増の1,490万tとなった。

(ウ) 93年の世界の米の期末在庫量(精米ベース)は、前年比0.5%増の6,280万tとなった。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をタイ国うるち精米(100%B)のB O T(タイ国貿易取引委員会)公表の価格でみると、世界的な豊作及びタイやアメリカの期末在庫量の増加等で93年6月には235ドル/tまで下落し、その後9月中旬まで240ドル/tと低水準で推移していた。

しかし日本の緊急輸入の公表後の10月には290ドル/tに上昇、その後タイの干ばつ懸念等もあり、上昇を続け94年1月には500ドル/tとなった。

以降、日本の緊急輸入も落ちついたことから3月末には465ドル/tまで値を下げた。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸入状況

ア 小麦

5年度における小麦の輸入量は、前年度を6万1千1下回る540万3千1（前年度は546万4千1）となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を4万6千1下回る422万3千1、飼料用は、前年度を1万5千1下回る142万1千1であった。

これを国別に見ると、アメリカが全輸入量の56%にあたる301万2千1、カナダが24%の128万5千1、オーストラリアが20%の110万6千1となった。

イ 大麦

5年度における大麦の輸入量は、前年度を6万9千1下回る153万9千1（前年度は160万8千1）となった。このうち、食糧用は11万8千1で精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが5年度の輸入量は前年を10万4千1下回る142万1千1であった。

これを輸入国別に見ると、カナダが全輸入数量の59%にあたる90万3千1、オーストラリアが36%の56万2千1、アメリカが5%にあたる7万4千1となっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(イ) 国際需給

93/94年度（93年7月～94年6月）の世界の小麦生産量は、前年度並の5億5,810万1と見込まれている（I W C 見込）。

主要生産国では、EU、アメリカ及びカナダが減産となったものの、オーストラリア、中国が増産となった。アメリカ、カナダでは夏期の低温、多雨により減産となり、生産量は、アメリカでは前年度比2.2%減、カナダでは7.0%減となった。オーストラリアでは、作付面積の増加により生産量が前年度比4.3%増加した。

世界の小麦の消費量は、1970年代のような人口増加率の伸びはなくなったことや消費の飽和状態で急激な増加はなくなったものの、緩やかな人口増加を背景に、特に、旧ソ連や中国、アジア諸国の需要の増加もあって、近年横ばいないし微増傾向で推移している。

93/94年度の消費量には、旧ソ連で減少するもの、中国、アメリカ等で増加するため全体の消費量は増加し、前年度を2.7%上回る5億6,500万1となった。この結果、期末在庫は、消費量の増加により、消費量が

生産量をやや上回るようになったため、対前年度5.1%減の1億2,900万1（在庫率22.8%）となった。

(ロ) 価格動向

小麦の国際価格の動向をシカゴ相場（SRW No.2 期近もの）で見ると80年以降、世界の小麦生産が増加し、消費を上回る生産の増加傾向を反映して、高水準の在庫とともに、下落傾向をたどった。

89年の豊作、更に90年産の史上最大の豊作で89年12月の157ドル/1以降、大きく下落して91年1月には90ドル/1まで下げ進んだその後、アメリカの小麦在庫が18年振りの低水準になり、対ソ信用供与による大量買付の期待感から概ね上昇基調で推移し、4年2月には、157ドル/1と3年振りの高水準まで上昇した。その後上下を繰り返し、93年6月には、93年冬小麦の良好な作付状況を反映して105ドル/1まで下落した。しかし、夏季のアメリカの低温、多雨による減産により上昇に転じ、94年1月には、143ドル/1と大幅に上昇した。94年2月以降、アメリカの冬小麦の順調な作付け、作柄状況を反映して弱含みで推移し、94年6月には125ドル/1となっている。

イ 飼料穀物（とうもろこし、大麦、えん麦、ソルム、ライ麦、ミレット）

(ロ) 国際需給

92/93年度の世界の飼料穀物生産量は、カナダ、EUで増産となったもの、アメリカ、旧ソ連で減産となった。このため、前年を9.0%下回る7億8,540万1となっている（うち、大麦は対前年度比1.9%増の1億6,780万1）。（USDA見込）

世界の飼料穀物消費量は、1980年代以降、畜産物消費の伸びの鈍化を背景にわずかな伸びにとどまっており、93/94年度においては、前年度（8億3,360万1）よりわずかに減の8億2,810万1（在庫率14.9%）となっている。（うち、大麦は対前年度比4.2%増の1億6,910万1（在庫率21.6%））

(イ) 価格動向

飼料穀物の価格については、主としてコーンのシカゴ相場があり、これが中心に位置する。大麦の価格については、小麦のシカゴ相場のような国際的に指標となる価格は存在しないが、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格（No.1ウェスタン）でみると、長期的には、比較的シカゴ・コーンに影響を受ける形で推移している。

シカゴ・コーンの価格動向をみてみると、88年7月には、北米大陸の干ばつの影響により122ドル/1まで急騰し、その後、比較的高水準を保ちながら推移していたが、90年7月以降は軟調になり、93年1月以降ア

アメリカのとうもろこしの大豊作を受けて80～90ドル台で推移していたが、93/94年度のアメ리카の飼料穀物の減産を受け強含みとなり、93年11月以降100～110ドル/ト台で推移している。

カナダの日本向けの大麦のFOB価格もコーンの価格に影響され、88年7月には、142ドル/トまで急騰し、その後軟調基調となり、93年9月には95ドル/トまで下降した。

その後、93/94年度のアメ리카の飼料穀物の減産により相場は、93年12月以降100～110ドル/ト台で推移している。

4 国際小麦協定

(1) 協定の成立経緯

小麦の国際穀物協定の歴史は古く、最初に成立したのは1933年にさかのぼるが、国際小麦協定としては、最高・最低価格を定め、輸出入国ともこれを遵守するという、いわゆる価格帯方式が導入された1949年である。その後67年には、小麦、粗粒穀物又はこれにかわる現金を拠出し、開発途上食糧不足国に援助を行うことを内容とする食糧援助規約が設けられ、小麦貿易規約とともに国際小麦協定を構成することとなった。71年の協定改定交渉において、価格帯及びこれに関する権利義務条項の合意に失敗し、71年以降、小麦貿易規約は経済条項がなくなり、食糧援助規約は67年規約をほぼ継承する形の協定となった。その後小麦貿易規約は、86年まで7回単純延長、援助規約は80年に改定された後、両規約は、前規約を修正、改善したものとして86年3月に採択され、新たな小麦貿易規約及び食糧援助規約により構成される86年国際小麦協定が成立し、7月1日より発効した。

(2) 1986年国際小麦協定の主な内容

ア 小麦貿易規約

(ア) 小麦、その他の穀物の貿易のすべての側面について国際協力を促進すること。

(イ) 国際穀物市場の安定に寄与すること。

(ウ) 穀物の貿易に関する情報交換及び討議の場を提供すること。

(エ) 経済条項をもつ規約の交渉の場を提供すること。

イ 食糧援助規約

(ア) 国際社会の共同の努力により、開発途上国に対し、毎年1,000万ト以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の達成を確保すること。

(イ) 援助品目は、小麦、大麦(裸麦を含む)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム、米、

その他人間の消費に適する種類の穀物で食糧援助委員会が決めるもの、又はこれらを原料とする産品(二次加工した産品を含む)とする。

(ウ) 最小提出義務量の合計は、761万7千トとする(我が国の年間最小提出義務量は30万ト)。

(エ) 現金拠出による穀物の買入は、食糧援助規約又は小麦貿易規約の加盟国から行うとともに、これら双方の規約の加盟国である開発途上国から優先して行うこと、ただし、加盟国でない開発途上国からの穀物の買入を排除するものでない。

(3) 最近の国際小麦協定に関する動向

86年国際小麦協定は、91年の延長に続いて、93年6月の第119回国際小麦理事会及び第66回食糧援助委員会において、1995年6月30日まで再度延長された。

第6節 米価及び麦価

1 米価審議会

(1) 5年度に開催された米価審議会は、以下のとおりである。

第1回 6月2日 5年産麦の政府買入価格について

第2回 7月30日及び31日 5年産米の政府買入価格について

第3回 11月8日及び9日 米麦の政府売渡価格について

(2) 前委員の任期満了に伴い、5年3月10日、米価審議会委員として、次の23名が任免された(50音順敬称略)。

池田昭雄(全国農業会議所専務理事)、今村奈良臣(東京大学教授)、内田公三((社)経済団体連合会常務理事)、大橋松(栃木県地域婦人連絡協議会会長)、加倉井弘(日本放送協会解説委員)、加藤隆司(山一証券経済研究所取締役理事)、岸康彦(日本経済新聞社論説委員兼編集委員)、小金芳弘(東洋学園大学教授)、小林正人(全国食糧事業協同組合連合会会長)、澤澄守(日本穀物検定協会会長)、鹿垣初義(全国農業協同組合連合会会長理事)、菅原健(全国町村会常任理事)、祖田修(京都大学教授)、嶋田忠彦(東京都立大学教授)、林部(武庫川女子大学教授)、平石信一郎(新潟県指導農業者)、堀内巳次(全国農業協同組合中央会会長)、水野正一(中京大学教授)、森定進(日本生活協同組合連合会副会長理事)、山極裕司(全国農業改良普及協会会長)、山崎耕子(東京大学教授)、渡邊五郎(日本中央競馬会理事長)、和田正江(主婦連合会副会長)